

消防災第252号
平成25年6月28日

各都道府県知事

殿

各政令指定都市市長

消防庁長官
(公印省略)

消防団の充実強化について（依頼）

消防団は、「自らの地域は自らで守る」という精神に基づき、平素は様々な職業に従事している地域住民が、火災などの災害発生時には非常勤の地方公務員として災害に対応する組織であり、地域コミュニティの活性化にも大きな役割を果たしております。

また、消防団員は東日本大震災をはじめ、昨年の九州北部豪雨などでも、住民の避難誘導や救助活動などに献身的に従事し、その活動は高く評価され、地域に不可欠な存在となっております。

しかしながら、消防団は、近年の社会環境の変化等から、消防団員数の減少、消防団員の高齢化や被雇用者割合の増加など、様々な課題に直面しております。

このような状況を消防庁としましても大きな問題ととらえており、地方公共団体と協力しながら住民への消防団員確保のための啓発や消防団の充実のための施策等を行っているところです。

については、各都道府県におかれては、市町村（消防団の事務を処理する消防本部又は一部事務組合等を含む。）に対して下記事項を周知し、市町村における消防団の充実強化等に向けた取り組みが進むよう積極的に助言等を行っていただくとともに、消防団の教育訓練の充実等の取り組みについても、引き続き推進されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 入団促進策の検討等

別添の取り組み事例を参考に、消防団活性化のための検討会を開催するなどにより、大規模災害時の活動等を踏まえた消防団の現況と課題を検討・再確認するとともに、入団促進のための対策について検討し、地域の実情にあった施

策を展開するなど、現状以上の団員確保に配意願います。

参照：【参考】関係通知等①～②、別添事例1～3

2 条例定数と実団員数に乖離がある場合の対応等

消防団は、大規模災害時においては、消火や救助などの消防活動のほか、住民の避難誘導等を行う役割も期待されており、地域防災における役割は今後ますます重要になると思われま

す。このことから、条例定数と実団員数に乖離がある消防団にあつては、地域の防災力を向上させる観点から、その差を早急に埋める等、消防団員の確保に積極的に努めてください。

なお、組織再編等により、条例定数等の見直しを行うことなどについては、慎重を期すようお願いします。

参照：【参考】関係通知等①、③、⑥～⑧

3 公務員の消防団への入団促進

公務員が消防団として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域の住民から理解を得やすくなるとともに、職員にとっても防災行政の一層の理解促進につながるものと思われま

す。実際に、職員が入団した結果、地域住民とのコミュニケーションの構築や災害対応能力の向上といった効果が得られたとの報告もあります。このことから、本来業務に特段の支障がない限り、新規採用職員の任期付き入団などの例も参考にしつつ、職員の消防団への入団について積極的な働きかけをお願いしま

4 その他

(1) 各種団体への協力依頼

地域社会との緊密な関係を持つ企業の社員等について、消防団への入団を一層推奨するため、これまで、日本経済団体連合会、日本商工会議所、日本青年会議所、全国農業協同組合中央会に対し、それぞれ長官名で消防団活動への参画と協力を依頼してきているところ

です。ついては、これらの団体の地域組織に対し、入団促進について一層推奨していただくようお願いしま

(2) 事業所との協力体制の推進等

全国の消防団員に占める被雇用者団員の割合は年々増加しており、平成24年4月1日現在で71.6%となっています。このため、円滑な消防団活動を行う上では、事業所側の消防団活動に対する理解と協力がこれまで以上に不可欠なものとなっています。各市町村におかれては、「消防団協力事業

所表示制度」の活用等により、協力事業所の社会的評価や信頼性を高め、事業所における消防団活動への一層の理解及び協力を促進していただくようお願いいたします。

参照：【参考】関係通知等②～⑦、⑱～⑲、別添事例 1-1、1-5

(3) 女性の入団促進

全国の女性消防団員は、平成24年4月1日現在で20,109人となっており、前年度と比較し532人増えていますが、まだ全体の2.2%にとどまっています。東日本大震災では避難誘導や避難所での支援活動等において多数の女性消防団員が活躍しており、また、近年、火災予防や防災教育、応急手当の普及指導等、女性消防団員が地域の安全確保のため果たしている役割は目覚ましいものがあります。

このため、女性の入団促進を一層積極的に図っていただくとともに、まだ女性の入団を認めていない消防団にあっては早急に入団を認めていただくようお願いいたします。

参照：【参考】関係通知等②、③、⑥、⑳、別添事例 1-1、1-2、1-4

(4) 大学生の入団促進

全国の大学生の消防団員は、平成24年4月1日現在で2,335人となっており、前年度と比較し279人増加しています。大学生が消防団活動に参加し、消防や地域防災に関心を持つことにより、卒業後においても、消防団活動や自主防災組織活動などに参加し、地域防災の担い手となることが期待されます。

大学生を機能別団員として募集し、大規模災害時に救援物資の管理・搬送、や応急救護等を担当したり、英会話等により外国人の避難支援等を行うこととしている地方自治体の例もあります。大学生の消防団活動への積極的な参加を促進していただくようお願いいたします。

参照：【参考】関係通知等②、③、⑧、㉑、別添事例 1-4、3-1

(5) 地域住民が参加しやすい活動環境づくり

消防庁では、大学生、女性及び職団員OB等の消防団活動への参加を促すため、平成17年から、予め活動や役割を定めた機能別団員・分団制度等を推奨しています。このような制度を活用して、大学生等による機能別団員の採用についても配慮願います。

なお、地域に必要な消防団員として、全ての活動に参加する消防団員（以下「基本団員」という。）を確保することが望ましく、基本団員が機能別団員に移行することのないよう留意願います。

参照：【参考】関係通知等⑤、別添事例 1-1～1-4、3-2、3-5

(6) 地域における消防団へのサポート体制の促進

市内の飲食店や物品販売店舗などから構成される商店街等において、日頃から地域の安心・安全のために活動する消防団員やその家族等を対象とした割引等の特典措置を行うこととしたことにより、消防団員の士気の高揚と新規入団者の確保に大きな効果があったという事例が報告されています。これらの事例を参考に、地域の実情にあった地域ぐるみの消防団活性化対策についてもご検討願います。

参照：【参考】関係通知等⑤、別添事例1-3～1-5

(7) 防災教育等を通じた消防団活動への理解

地域の防災力の向上のためには、小・中学校、高校の学生が、防火・防災に関心を持ち、地域防災の大切さを認識することが必要であり、将来の消防団員の確保にもつながると思われまます。学生を対象とした防災教育等の事例を参考に、消防団員が消防本部や市町村、学校等と連携して、消火訓練、心肺蘇生法やAED取扱いの訓練等の防災教育を通じ、消防団活動への理解を深め、入団促進に繋げられるような取り組みを促進するよう願います。

また、消防団活動について地域住民の理解を深めるため、地域のイベントなどを通じて、消防団活動の紹介に努めるとともに、都道府県等における顕彰制度の創設等により、消防団員の自信と誇りの鼓舞に寄与するような取り組みの促進についても配意願います。

参照：別添事例1-2、3-7、3-8、3-10

(8) 歴史的・伝統的価値への着目を通じた消防団活動への理解の促進

消防団の中には、日頃から消防活動技術だけでなく、木遣りやはしご乗り、消防まとい等の伝統技術の研鑽を行っている消防団もあります。それらの団体は、消防団活動の永い歴史と伝統を受け継ぐとともに、後継者の育成にも努めており、地方公共団体が無形文化財として指定している例もあります。また、その活動は、団員の自信と誇りを鼓舞する一助ともなっています。

これらのことから、地域における各種イベントでの展示・紹介や都道府県、市町村における歴史的・伝統的価値の認識などにより、消防団に対する地域の理解が深まるよう配意願います。

参照：別添事例3-9

(9) 消防団員確保アドバイザーの活用

消防庁では、消防団員確保に必要な知識又は経験を有する消防職団員等を「消防団員確保アドバイザー」として登録し（平成25年4月1日現在、29名を登録）、地方公共団体へ派遣する制度を推進しています。機能別消防団や女性消防団の新設、あるいは消防団員確保のための方策の検討の際には、

様々な知識や経験を持つアドバイザーによる具体的な助言、情報提供等は大変有効であると思われます。本制度の積極的な活用をお願いいたします。

参照：【参考】関係通知等②

消防庁国民保護・防災部防災課消防団係

担当：青木消防団専門官、伊藤係長、山下

〒100-8927 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

電 話 03-5253-7525 (直通)

F A X 03-5253-7535

e-mail:syobodan@ml.soumu.go.jp

【参考】関係通知等

近年消防庁から発出した関係通知は、以下のとおりです。内容につきましては、当庁HP (<http://www.fdma.go.jp/syobodan/>) をご参照下さい。

<一般>

- ①消防団の充実強化について (H23. 10. 28 付消防災第 337 号消防庁長官通知)
 - ・消防団の施設や装備について、地方財政措置を積極的に活用した整備の促進
 - ・報酬及び出動手当の引上げ等の検討、報酬の団員本人への直接支給
 - ・条例定数と実員数に乖離がある場合の対応策の促進 等
- ②消防団の充実強化について (H22. 12. 10 付消防防災第 521 号防災課長通知)
 - ・常備消防及び自主防災組織等との連携強化
 - ・事業所等との連携強化による従業員の入団促進、活動環境の整備等
 - ・報酬単価の引き上げなどによる消防団員の処遇改善 等
- ③消防団員確保の更なる推進について (H21. 9. 8 付消防災 354 号消防庁長官通知)
 - ・消防団確保のための市町村長の基本方針等
 - ・消防団協力事業所表示制度の導入及び普及促進、税制上の特例措置等の検討
 - ・自衛消防組織構成員又は経験者、女性、若者及び大学生の入団促進 等
- ④消防団員に対する財政措置等の取扱い及び消防団員確保の推進について (H20. 1. 22 付消防消第 6 号消防災第 23 号防災課長通知)
 - ・地方財政措置を積極的に活用した消防団の施設や装備の整備の促進
 - ・税制上の優遇措置、消防団協力事業所表示制度の認定事業所への優遇措置等
 - ・団員報酬額、出動手当の単価の引上げ、報酬等の団員本人への直接支給 等
- ⑤消防団員の活動環境の整備について (H17. 1. 26 付消防消第 18 号消防課長通知)
 - ・地域住民、被雇用者、女性が参加しやすい活動環境づくり (機能別団員制度等)
 - ・被雇用者団員の活動環境の整備 (団員相互の支援体制の促進等)
 - ・地域住民・事業所の消防団活動への理解と協力の推進 等
- ⑥地域防災体制の充実強化に向けた消防団員確保について (H16. 4. 28 付消防消第 105 号消防課長通知)
 - ・消防団員減少の原因分析と地域の実態にあった団員確保方策の実施
 - ・市町村合併時における消防団員の定数の維持
 - ・被雇用者団員を確保するための取組み 等
- ⑦消防団活動の充実強化について (H15. 3. 18 付消防消第 52 号消防課長通知)
 - ・災害時の要員動員力を発揮するための地域の実情に応じた適正な団員数確保
 - ・事業所の理解と協力を得るための取組み
 - ・市町村合併に伴う消防団組織のあり方 等
- ⑧市町村合併に伴う消防団の取扱いについて (H15. 10. 30 付消防消第 194 号消防課長通知)
 - ・市町村合併に伴い消防団を統合する場合の十分な検討・考慮

- ・市町村合併の際に消防団を統合しないことが適切な場合もあることを考慮

<公務員>

- ⑨公務員の消防団への入団促進について (H22. 2. 24 付消防災第 71 号防災課長通知)
 - ・職員から消防団員との兼業申請があった場合の許可
- ⑩地方公務員の消防団への入団の促進について (H19. 1. 5 付消防災第 3 号防災課長通知)
 - ・地方公務員の消防団への入団促進
- ⑪公立学校の教職員の消防団活動に対する配慮について (H19. 1. 5 付消防災第 4 号防災課長通知)
 - ・教育委員会所管の公立学校の教職員に対する消防団への入団勧奨
- ⑫地方公共団体職員による消防団への入団促進について (H14. 11. 25 付消防消第 224 号消防課長通知)
 - ・地方公共団体職員の消防団への入団促進

<各種団体>

- ⑬日本郵政公社職員の消防団への入団について (H16. 3. 19 付消防消第 65 号消防課長通知)
 - ・日本郵政公社職員の消防団への入団について一層の推進の依頼
- ⑭日本郵政公社職員の消防団への入団について (H16. 3. 5 付消防消第 50 号消防課長通知)
 - ・消防団等から職員の入団勧奨の協力要請があった場合の配慮
 - ・本来業務へ与える影響を勘案しつつ基本的には許可する措置について考慮
 - ・団員である職員の消防団活動への参加について配慮 等
- ⑮農業協同組合職員の消防団への参加について (H16. 2. 19 付消防消第 39 号消防課長通知)
 - ・全国農業協同組合中央会から組合職員の消防団への参加協力の通知 等
- ⑯農業協同組合職員の消防団への参加について (H16. 2. 13 付消防消第 37 号消防庁長官通知)
 - ・農業協同組合職員の消防団への参加について、各会員への周知を依頼 等

<事業所>

- ⑰「消防団協力事業所表示制度」の実施について (H18. 11. 29 付消防災第 427 号消防庁長官通知)
 - ・制度の概要及び積極的な導入の依頼 等
- ⑱消防団と事業所の協力体制の推進について (H18. 3. 31 付消防災第 119 号防災課長通知)
 - ・雇用事業所からの理解を得て消防団活動が行えるような活動環境の整備
 - ・消防団活動を社会責任及び社会貢献と捉え協力してもらえらる関係の構築

- ・ 専門家から防災対策に関する助言等を受けられる体制の構築 等
- ⑱ 事業所の勤務者で消防団員又は水防団員となっている者に対する配慮について（H7. 7. 27 付建設省河治発第 53 号消防消第 136 号通商産業省産業政策局企業行動課長、建設省河川局治水課長、消防庁消防課長連名通知）別紙「事業所の勤務者で消防団員となっている者の消防団活動に対する配慮について」
- ・ 企業等の事業所の勤務者で消防団員となっている者が火災等の災害出動、演習、訓練、特別警戒等消防団活動を行う場合に、事業所において、地域社会の一員としての立場から当該勤務者について職務専念義務の免除につき配慮するとともに、昇進、昇給等の人事管理面で当該勤務者がその他の勤務者に比べて不利な取扱いを受けることのないよう配慮 等

<女性>

- ⑳ 消防団への女性の入団促進について（H16. 2. 19 付消防消第 38 号消防課長通知）
- ・ 市町村ごとに消防団員総数の少なくとも 1 割の女性消防団員確保を目標
 - ・ 新たに女性消防団員を採用する場合の条例定数の増加の推奨
 - ・ 火災予防広報、応急手当の普及活動等における女性消防団員の積極活用 等

<大学生等>

- ㉑ 大学生等の消防団への参加促進について（H18. 1. 20 付消防災第 25 号防災課長通知）
- ・ 大学等における避難訓練、救命講習など、防災教育の機会を捉えた入団促進
 - ・ 大学生等でも入団できるよう入団年齢の適正化
 - ・ 大学生等による機能別団員の導入 等

<消防団員確保アドバイザー>

- ㉒ 消防団員確保アドバイザー派遣制度について（H19. 3. 19 付消防災第 119 号防災課長通知）
- ・ 消防団員確保アドバイザー派遣制度の要綱及び積極的な活用の推奨 等

1 消防団活性化検討会等において検討し実行した取り組み事例

	概 要
1	<p><「市民を守る魅力ある消防団づくり基本計画」により様々な入団促進策を検討し実行></p> <p>秋田県鹿角市では、消防団活性化検討会において、消防団の入団促進策等について検討し、平成19年に「市民を守る魅力ある消防団づくり基本計画」を立案し、以下の施策を提案。</p> <p>①女性消防団員の採用（平成25年4月現在23名）</p> <p>②機能別消防団の採用（同34名）</p> <p>③消防団協力事業所の育成等（同12事業所）</p> <p>④消防団と消防本部のパートナー制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防職員3～4人をパートナーとして各分団に配置 ・消防団員加入促進、分団内の教養訓練を実施 <p>⑤消防団員の資格取得のための講習の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○危険物取扱者試験前の講習 ○防火管理者資格のための講習会（団員826名のうち40名が取得） ○救命講習会（同826名のうち普通救命講習修了者550名、うち上級救命講習修了者119名）
2	<p><女性消防団員入団促進検討会により様々な入団促進策を検討し実行></p> <p>新潟県長岡市では、平成22年度に女性消防団員入団促進検討会を設置。機能別消防団として広報指導分団（火災予防及び応急手当の普及啓発等）の女性消防団員採用を提言。平成23年に発足させた。</p> <p>また、防災教育の重要性に着目し、平成22年度から「未来の防災リーダー育成講座」を開始した。夏休み期間中に市内の中学生、高校生約60名を募集し、放水・救助訓練体験や救命講習等を実施。地域防災に興味をもってもらい、将来的には地域防災の担い手となってもらうことを期待している。</p>
3	<p><消防団活性化検討委員会により様々な入団促進策を検討し実行></p> <p>静岡県長泉町では、平成16年に消防団員増員計画検討委員会を設置。平成19年に条例定数を113名から150名に改定し、実員も大幅に増員させた。</p> <p>平成20年には消防団活性化委員会を設置。以下の施策を展開。</p> <p>①機能別消防団員の採用（平成25年4月現在18名）</p> <p>②県の事業税一部免除制度を活用</p> <p>③消防団応援事業（消防団サポーター事業）制度</p> <p>このような施策の展開の結果、平成24年4月現在で、団員数は141名（条例定数は160名）となっている。</p>

4	<p><消防団活性化推進検討委員会により様々な入団促進策を検討し実行></p> <p>愛媛県松山市では、平成13年に「女性消防団確保検討委員会」を設置し、平成14年4月より女性消防団員を採用、その後平成16年6月には若手団員の意見を反映させる消防団活性化推進委員会を設置し以下の施策を展開、大幅な団員の増加を図った。</p> <p>①平成17年、郵政消防団員を採用（機能別消防団員31名） ②平成18年、大学生消防団員を採用（同88名） ③平成18年、事業所消防団員を採用（同21名） ④平成24年、島しょ部女性消防団員を採用（同11名） ⑤平成25年、郵政消防団員を4局へ拡充（同65名）</p> <p>また、平成24年4月には、市民全体で消防団員を応援し、消防団員の士気の高揚と新規入団を促進することを目的とした「まつやま・だん団プロジェクト（消防団員応援事業）」をスタートさせた。</p> <p>本事業は、市内の70店舗が応援事業所として登録され、IC機能付きの消防団員証を消防団員が提示することにより、料金割引や特典等のサービスを受けることができるシステムである。</p> <p>このような様々な施策により、平成17年1月の市町村合併時に2,150名であった実員数は、平成25年4月現在で2,359名となっている。</p>
5	<p><消防団活性化委員会により様々な入団促進策を検討し実行></p> <p>鹿児島県薩摩川内市では、平成16年の合併を機に、消防団員の確保と士気高揚、さらに消防団活動を円滑にするため、消防団活性化委員会を設置し、「消防団活性化計画」を作成。以下の施策を展開している。</p> <p>①平成20年、消防団サポーター制度として、水害や大規模地震災害などにおいて、現役の消防団員に対し消防団サポーター（消防団OB）が助言する体制を整えた。（平成25年、87名委嘱） ②平成21年、消防団協力事業所表示制度として、消防団に理解のある事業所を協力事業所として表示（平成24年、33事業所） ③同年、消防団支援優遇制度として、市内の宿泊施設やレンタカーなど（6業種112件）の利用に際し、団員身分証を提示することにより本人及び家族の料金割引を受けられる。 ④平成18年、消防団員雇用企業優遇制度として、団員を雇用している企業を、市の公共事業の指名競争入札において団員1名につき2点、最大40点を加点する制度</p>

2 消防団入団研修として新規採用職員を入団させている事例

※本制度は平成24年度から導入。基本的に2年間の入団研修としている。

(1) 過去2年間の新入団者数

平成24年度 23人 (うち13人新規採用職員)
平成25年度 53人 (うち22人新規採用職員)

(2) 新規採用職員消防団員の活動内容について

【年間の訓練回数】

- ・団全体の訓練（新入団員は訓練礼式）として、平成24年度は5～7月の間、計16回実施
- ・所属する分団、部ごとに放水訓練や救急救命訓練を実施

【実災害への出動の有無】

出動している。平成24年度 2回2名

(3) 新採用職員消防団入団研修の効果 <一石六鳥>

【消防団としてのメリット】

- ・消防団員の確保につながる
- ・若い人が入団することによる消防団組織が活性化する
- ・女性団員入団により、女性の視点での消防団運営や女性の勧誘がしやすくなる

【市側としてのメリット】

- ・職員研修の一助となり、社会人としての規律が学べる
- ・地域や地域住民と深いつながりができる
- ・市全体の災害対応能力が向上する

3 その他の取り組み事例

	概 要
1	<p><学生消防団> 千葉県千葉市では、市内の淑徳大学の防災ボランティア組織のメンバーからなる学生消防団（団員11名　うち女性3名）を千葉市消防団第3分団5部として、大学キャンパス内に発足させた。同部の活動範囲は、大学構内だけではなく、地域を守る消防団として消火活動、広報活動、救急救護活動等にあたっている。</p>
2	<p><機能別消防団員> 佐賀県嬉野市では、非常時のみ出動する支援団員（機能別消防団員）制を創設し、日中の火災出動可能な地元で就労するOB団員等を中心に採用し、実働団員数の確保並びに消防力強化を図っている（平成25年4月現在62名）。</p>
3	<p><町会への働きかけ> 東京都品川区荏原地区では、消防団長等が地域の町会長等を訪ね、町会ごとに1名ずつ消防団に入団してもらうよう働きかけた結果、多数の町会から入団し大幅な増員となった。団員として活動する期間は原則として2年であるが、2年間の任期終了後も継続して活動したいという意見が多数上がっている。</p>
4	<p><消防団OB> 千葉県浦安市では、消防団員としての十分な経験のある40歳代のOB113名を対象に説明会を開催したところ、58名が入団し、大幅な増員を実現させた。</p>
5	<p><機能別消防団> 和歌山県和歌山市では、大災害時に災害救護活動や訓練指導補助をするOB団員と、音楽演奏を通じて防火防災の啓発や大規模災害時に救護活動の後方支援活動をする防火広報団員として、特定分野の活動に従事する機能別消防団員制度を導入した。対象は、知識や経験が豊富な元消防職団員（70歳以下の元消防職員、75歳以下の元消防団員）、市内各地区から1名ずつ計42人、と高度な音楽演奏技術を持つ防火広報団員（50歳以下）、一般公募で26人が入団し、大幅な増員を実現させた。</p>
6	<p><入団年齢制限の撤廃> 千葉県市原市では、消防団条例を改正し、消防団員の年齢上限（45歳）を撤廃したため、45歳以上の入団者が増え、結果として団員総数の増加に結びついた。</p>
7	<p><中学生に対する「防災スクール」の実施> 神奈川県横浜市神奈川消防団では、中学生が消防団の実施する防災指導を体験する「防災スクール」を実施している。中学生に防火・防災の知識習得と同時に、地域防災に寄与する消防団活動を直に見つめる機会をつくり、将来の消</p>

	<p>防団員への入団促進へ繋げるものである。取り組みが7年に及んだことで、毎年「防災スクール」を行う公立中学校では、既に主要な行事となり、長期的な消防団員募集活動だけでなく、地域の防災力向上と消防団活動への理解促進にも役立っている。</p>
8	<p><高校生を対象とした消防団1日体験入団プログラムの実施> 京都府京都市では、若年層に対して消防団活動を体験できる機会を設け、その体験を通じて消防団に対する認識を深め、消防団との距離を縮め、近い将来、地域の防火防災活動に参加しようとする際、躊躇することなく消防団に入団できる環境を整えるため、平成23年から消防団1日体験入団プログラムを実施している。プログラムは、消防団活動の基礎的知識・技術を習得するものと、実際に活動を体験するものの2つのカリキュラムからなり、プログラム終了時には、修了証を交付している。</p>
9	<p><歴史的・伝統的技術を継承> 福岡県福岡市内の消防団では、消防はしご乗り会、消防木遣り会、消防まとい会において、日頃から消防はしご乗り等の伝統技術の研鑽を図っており、その成果を出初め式や各種イベントで披露している。</p> <p><消防団員が保存会と密接に係わって伝統技術を継承> 石川県金沢市消防団では、加賀鳶梯子登り（石川県無形民俗文化財）の演技とその気風を保存し、後継者の育成に努めるため、消防団活動及び保存会活動を行っている。</p> <p><保存会が伝統技術を継承> 東京都の一般社団法人江戸消防記念会では、町火消以来、永い歴史と伝統により連綿と受け継がれてきた纏・伴纏、火消用具等の保存、木遣りや梯子乗り等の技術伝承の活動を行っている（江戸の鳶木遣、江戸火消しの梯子乗りは、東京都指定無形文化財）。</p>
10	<p><消防団活動功労者を地域で表彰> 山形県消防協会では、本年「郷土を護る消防団員・消防職員表彰」制度を創設し、県内の消防団員2万6千人及び消防職員1,500人の中から4人を厳選（うち消防団員は3人）、表彰した。配偶者同伴の表彰式の様子が新聞に掲載されることなどにより、消防団員の自信と誇りの鼓舞に寄与している。</p>